

「意見聴取でお伺いしたい事項」に対する回答

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

1. 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めについて

① 医師の診断の結果の報告や客室等での待機等を求める対象

医師の診断の結果の報告や客室等での待機等を求める対象として、特定感染症の症状を呈している者のほか、濃厚接触者や同行者を定めることについて、どう考えるか。

「特定感染症の症状を呈している者」については、その判断の権限を宿泊施設に与えた場合、これを濫用した障害者の排除や差別的取扱いを助長するおそれがあると考えます。したがって、ガイドライン等できめ細かい濫用防止策を講じていただきたいです。また、今後の法改正の機会に、濫用防止策の位置づけを政省令に引き上げるなどの措置を講じていただきたいです。

「政令に定める者」については、たとえ同行者であっても濃厚接触者に該当しないことがハッキリしているのであれば、基本的には協力要請の対象とする必要はないと考えます。

② 宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容

- i 有症状者等に求める協力の内容について、客室等での待機、健康状態等の確認、発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するもの等とすることについて、どう考えるか。

介護を必要としない車椅子使用者が宿泊する場合、不便を承知のうえで一般客室を予約する場合があります。長期の待機期間が必要な場合は、バリアフリールームなどへの変更もご検討いただきたいです。

- ii その他の者に求める協力の内容について、健康状態等の確認のほか、発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものとするについて、どう考えるか。

「みだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないこと」については、「特定感染症の症状を呈している者」が障害者で、介護者が濃厚接触者と認定された場合には、障害者だけを客室待機にすることは難しいと思われるので、必然的に一緒に待機することになると思います。その一方で、介護者が濃厚接触者と認定されなかった場合には、待機中の障害者の介助を誰が行うのかが、大きな問題になると考えられます。

- iii 有症状者等に求める報告の内容及び方法に関して、医師によって特定感染症の患者と診断されたか、症状が特定感染症以外の要因により生じたものであるかについて、書面又は電磁的方法（やむを得ない場合は口頭）による報告とすることについて、どう考えるか。

意見は特にありません。

ただ、報告の方法について、「文書又は電磁的方法（やむを得ない場合は口頭）による報告」とありますが、視覚障害と聴覚障害を重複する盲ろう者の場合は、どのように対応するのか懸念します。

③協力の求めに応じない「正当な理由」としてどのようなものが考えられる。

協力の求めに応じられない「正当な理由」については、

- たとえば高位頸髄損傷のため肺活量が少なく、マスク着用が困難である場合
- 近隣の医療機関がバリアフリーでなく、車椅子使用者がアクセスできない場合
- 備え付けの体温測定器の測定位置が高く、車椅子使用者では測定できない場合
- 消毒液スタンドが足踏み式で、車椅子使用者が利用できない場合（高位頸髄損傷などの四肢麻痺については、手が動かせないので、手指消毒を求めることがナンセンスである場合も）

などが考えられます。協力の求めに対して、多様な障害者が間違いなくアクセスできるように、合理的配慮の提供と基礎的環境整備に取り組んでいただきたいです。

④その他、協力の求めについて留意すべき点は何か。

「当該者の体温…の確認」については、たとえば脊髄損傷者の場合、体温調節機能障害のため、炎天下を移動した直後では平熱よりも高い体温が測定されます。このような場合で発熱を理由として十把一絡げに宿泊を制限してしまうことは、間接差別（※）に該当するおそれがあるので、慎重を期していただきたいと考えます。

（※）間接差別

「表面上は中立であるように見えても、障害のある人に不相応な悪影響を及ぼす法律、政策又は慣行を意味する」（国連・障害者権利委員会「平等及び無差別に関する一般的意見第6号」、日本障害フォーラム・仮訳）

例：盲導犬を含む動物を伴った入店の禁止が、結果として視覚障害者を排除してしまうこと、など。

2. 宿泊拒否事由について

①宿泊しようとする者が「特定感染症の患者等」に該当する場合に留意すべき点は何か。

「特定感染症の患者等」については、統一的で医学的根拠に基づいた判断基準に基づき、できれば2人以上の医師から診断を受けるのが良いと考えます（旅館業法ではなく感染症法の問題ですが）。

②「実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの」は、障害者差別解消法との整合性も踏ま

えた上で、どのような要求を対象とすべきと考えるか。またどのような要求は対象外とすべきと考えるか。

四肢麻痺の電動車椅子使用者が宿泊施設にお願いしている合理的配慮としては、

- 体位交換のためにそば殻のマクラ（重たいマクラ）をご用意いただく
- 清拭用のタオルをたくさんご用意いただく
- 車椅子からベッドに移乗するときの手助けしていただく（2分～3分程度）
- 冬など体温低下の著しいときにストーブなどの追加していただく
- 夏に扇風機などの追加していただく

などが挙げられます。

また、下肢障害の車椅子使用者の場合は

- 高い場所に置かれたタオル、浴衣、シャワーヘッドなどには手が届かないので、あらかじめ低い場所に移動していただく
- 車椅子で部屋内を移動するときに備え付けのテーブルや椅子が邪魔になるので、あらかじめ邪魔にならない場所に移動しておくか、客室から撤去していただく
- 部屋のレイアウトによっては、カーテンの開け閉め、冷蔵庫やクローゼットなどが使用できないことがあるので、お手伝いをお願いする

などが挙げられます。

上記のような車椅子使用者では対応できないことについては、宿泊施設のスタッフの手伝いが必要となることがあります。したがって、障害者の宿泊拒否を助長することがないように、これらの内容を「実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求」から明示的に除外してください。

③これまでに繰り返し要求を行った結果、宿泊拒否に至った事例のうち、不当と考えられた事例があれば、その詳細。

※注：「要求が『不当』な内容だと判断されたために宿泊拒否に至った事例」ではなくて、「宿泊を拒否されたけれどもそれは『不当』だと考えられる事例」の意味だそうです（厚労省生活衛生課の根本さまに07/28金に電話で確認）。

宿泊拒否に至った事例はありません。

④その他、宿泊拒否事由について留意すべき点は何か。

宿泊拒否事由について留意すべき点は、宿泊を拒否された場合、代替りの宿泊施設を決めるのが難しいことです（特にバリアフリールームの対応が必要など）。

また、合理的配慮の提供は、社会的障壁を除去し、障害者の権利利益の保障するうえで、

きわめて重要です。その起点となる「意志の表明」と「建設的対話」の門戸を閉ざすことがないように、宿泊拒否事由の定義については、慎重にご検討ください。

3. 差別防止の更なる徹底について

①努力義務となる従業員への研修について、どのような内容を盛り込むべきと考えるか。

障害も多種多様で、どこまでが本人の尊厳に関わる内容で、どこからがワガママなのかというのが非常にわかりにくいと思われまます。したがって、研修では障害による特性についての内容を盛り込んでいただきたいです。

②その他、従業員への研修の実施について留意すべき点は何か。

障害当事者を講師とした研修を実施していただきたいです。その際、質疑応答の時間を多く作り、日常業務の中で感じる「これは差別なんだろうか」という疑問を講師に回答してもらうことが大切だと考えます。

③貴団体に属する方の特性に応じた適切な宿泊サービスの提供にあたり、特にどのような点に配慮することを旅館業の営業者に求めたいか。

脊髄損傷者の障害特性としては、

- 体温調整ができないこと
- 麻痺部分の触感がまったくないこと
- 痛みや熱さもわからないこと、

などが挙げられます。

また、一般的に車椅子使用者には、

- 高い場所に手が届かない
- 備え付けのテーブルや椅子が移動の邪魔になる

などの事情もあります。したがって、車椅子使用者が宿泊することが事前にわかっている場合は、2. ②に挙げたことをあらかじめ準備していただけるとありがたいです。ルームメイキングの時点でこれらが済んでいると、宿泊当日にスタッフの手間をいただくことも減ると思います。

ただし、車椅子使用者のなかにも、荷物の置き場所としてテーブルや椅子を使いたい人もいます。したがって、障害者から要否を事前に伝えたり、宿泊施設から聞いたりするなど、合理的配慮の提供にあたっての「意志の表明」と「建設的対話」にご配慮いただきたいと考えます。また、部屋のレイアウトをウェブ上で公開して事前に確認できるようにするなど、基礎的環境整備にも取り組んでいただきたいです。

そのほかでは、電動車椅子の充電のため貸出品として延長コードをご用意いただく、車椅子のタイヤのパンクや機器の不具合に対応できるよう近隣の福祉用具店の情報などを確認しておく、

などのご配慮をいただけるとありがたいです。

④その他、差別防止の更なる徹底について留意すべき点は何か。

差別防止の更なる徹底について留意すべき点は、障害の理解に尽きると思います。

4. その他改正旅館業法の施行に当たって留意すべき点は何か。

この法改正が障害者排除の法律に転化しないように、十分な留意していただきたいです。